

# 新潟県薬剤師連盟会則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 新潟県薬剤師連盟（以下、「本連盟」という。）は、会員相互の全国的協力により日本薬剤師会及び新潟県薬剤師会の目的を達成すること、その他薬事・薬業の振興に必要な政治活動を行うことを目的とする。

(本部・支部)

第2条 本連盟は、各都道府県薬剤師連盟（以下、「県連盟」という。）の連合体である日本薬剤師連盟と相互に連携、協調して前条の目的達成のために活動するものとする。

- 2 本連盟は、新潟県内に支部を置く。
- 3 支部には支部長を置く。

(事務所)

第3条 本連盟は、事務所を新潟県に置く。

- 2 本連盟事務所に職員若干名を置くことができる。

(事業)

第4条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 地方公共団体、関係団体及び関係者との折衝
- ② 公職選挙法に基づく候補者の推薦又は支持
- ③ 地域住民などに対する広報宣伝
- ④ 会員に対する情報の提供
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本連盟は、新潟県薬剤師会の会員の中で、第1条の目的に賛同する者を会員とする。

- 2 本連盟の目的に賛同する薬剤師会会員以外の薬剤師及び薬事・薬業に携わるもので本連盟が承認した者であれば薬剤師以外であっても会員となることができる。

### 第2章の2 評議員

(評議員)

第5条の2 本連盟に評議員を置く。

- 2 評議員は、支部が当該支部に属する会員の中から選び、そのうち1名は支部長とする。
- 3 評議員は、本連盟の役員を兼ねることができない。
- 4 支部長が本連盟役員に指名されたときは、当該支部の中から、それに代わる者を評議員とすることができる。
- 5 評議員に事故あるときは、支部長が指名する会員をもって、その評議員の代理とすることができる。

(評議員の定数)

第5条の3 評議員の定数は20名以下とし、支部の選出する評議員の定数は別に定める計算式によるものとする。ただし、最低数を1名とする。

(評議員の任期)

第5条の4 評議員の任期は2年とし、中途就任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3～5名
幹 事 長	1名
副幹事長	2～3名
総 務	10名以内
監 事	2名

(役員職務)

第7条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会務を分掌する。

3 幹事長は、会長を補佐し会務を執行する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し会務を分掌する。

5 総務は、正副会長を補佐し会務を分掌する。

6 副会長は、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。

7 監事は、本連盟の会務及び会計を監査する。監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員選任)

第8条 会長及び監事は、評議員会において選任する。

2 副会長、正副幹事長及び総務は、会長が会員のうちから指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、中途就任者の任期は会長の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は会長が委嘱し、その任期は会長の任期に準ずるものとする。

### 第4章 議決機関

#### 第1節 評議員会

(評議員会)

第11条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

2の2 議長は、評議員会において評議員の中から選出する。

3 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

4 定時評議員会は毎年1回、臨時評議員会は必要があると認めるとき、会長が招集する。

(権限)

第12条 評議員会においては次の事項を承認又は議決するものとする。

①会務及び事業並びに会計に関する報告の承認

②会則改廃の決定

③その他重要な事項の決定

(招集)

第13条 評議員会の招集は開会の15日前までに、会長が目的とする事項及び日時場所を告知し

て行う。ただし、会長が必要とする場合はこの限りではない。

(決議)

第14条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、承認及び議決は出席者の過半数をもって決するものとする。

## 第2節 総務会

第15条 総務会は、正副会長、正副幹事長及び総務をもって構成する。

2 総務会は、必要があると認めるとき会長が招集する。

第16条 総務会においては、会務及び事業並びに会計に関する必要かつ重要な事項の執行を決定するとともに、評議員会に報告又は提案する事項を決定するものとする。

第17条 総務会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、承認及び議決は出席者の過半数をもって決するものとする。

2 総務会の議長は会長とする。

## 第3節 紀律委員会

(紀律委員会)

第18条 本連盟の紀律を維持し、かつ本連盟を振興させるため、本連盟に紀律委員会を置くことができる。

2 紀律委員会は、本連盟の紀律保持及び会員の賞罰に関して審査を行う。

3 紀律委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

## 第5章 会計及び予算・決算

(経費の種別と会計年度)

第19条 本連盟の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充当する。

2 会費の額については、評議員会で決定する。

3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までの間とする。

(事業計画及び予算)

第20条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画及び予算について、総務会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第20条の2 会長は、毎事業年度経過後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総務会の承認を経て、直近の定時評議員会に提出するものとする。

(1) 会務及び事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(改正)

第21条 本会則の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

## 付 則

本会則は平成25年4月1日から施行する。

平成28年12月19日の一部改正は同日より施行する。

令和5年3月26日の一部改正は同日より施行する。